

## 第 4 9 号議案

### 亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例（平成 1 6 年亀岡市条例第 1 0 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

### 亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する 条例の一部を改正する条例

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例（平成 1 6 年亀岡市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中第 7 号を第 8 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 無痛MRI乳がん検診料 20,000円以内で管理者が定める額

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する  
条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市立病院における無痛MRI乳がん検診料の上限を定めること。
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行すること。